

## こども食堂開設体験事業業務委託仕様書

### 1 業務の名称

こども食堂開設体験事業業務委託

### 2 履行期限

契約締結の日から令和8年9月30日まで

### 3 履行場所

グンレイ中央公民館（郡山市立中央公民館）調理室

### 4 業務の目的

こども食堂の立ち上げに興味があるといった声が年々増えていることから、こども食堂の準備から開設までを体験できる「こども食堂開設体験事業」を実施し、本事業の申込者（以下、「体験者」という。）にこども食堂についての理解を深めていただき、こども食堂の新規開設を促進することを目的とする。

### 5 業務内容等

(1) 以下のとおり、2日間を1セットとして1回実施すること。

#### ア 日時

初日：8月21日(金) 2日目：8月22日(土)

#### イ 参加人数

定員20名程度とし、3～5人のグループに分けて実践する。

※申込者多数の場合、郡山市が抽選を行う。

#### ウ 内容

初日はこども食堂開設等に関する講義等を行い、2日目は、体験者の調理実践の補助及び食事の提供を受ける者（以下、「参加者」という。）への食事提供の補助を行う。

#### エ タイムスケジュール（例）

##### 初日

12:30～13:30 受付

13:30～14:30 説明・講義

14:30～15:30 2日目の献立決定等の各班打合せの補助

15:30～17:00 各班買い出し（立会い不要）

##### 2日目

9:00～9:30 受付

9:30～10:00 説明・各班の調理等補助

10:00～10:30 食事提供準備補助

12:00～13:00 参加者への食事提供

13:00～14:00 片付け

14:00～15:00 意見交換及び講評

#### オ その他

初日の講義は、郡山市が別に定める（仮称）こども食堂開設ガイドラインを用いた説明を内容に盛り込むこと。

(2) 費用等

次頁の費用は委託料に含むものとし、全て受託者の負担とする。

- ア 人件費  
講師となる者のほか、ボランティア要員を含む受託者側のスタッフ全員のもの
  - イ 食材費  
1食あたり600円程度、各班10食分を限度とし、体験者に食材費を交付すること。  
ただし、交付した食材費の余剰分は受託者の収入とする。
  - ウ 消耗品費  
片付けに使用する洗剤及びスポンジを必要な量準備すること。
  - エ 保険料等  
全ての日程の体験者及び参加者の食中毒や事故、怪我等に備える内容の保険等に加入すること。
  - オ ごみ処分費  
事業において発生したごみは全て回収し、適法に処分すること。
  - カ 車両燃料費
  - キ 講義や実践に必要な資料の制作費及び印刷費
- (3) 対象外業務  
以下に掲げる業務は、郡山市が実施するため受託者の業務としないが、具体的な実施方法等について郡山市からの相談に応じること。
- ア 体験者及び参加者の募集
  - イ 各実施回の班分け
  - ウ 報道機関等への周知
  - エ 当日の受付け業務
- (4) その他
- ・体験者の情報は、契約締結日から7日以内に、参加者の情報は、5(1)アに定める日時の、初日の3日前までに郡山市から通知する。
  - ・郡山市が指定した日に、事前打合せを行うこと。
- 6 実施体制  
食品衛生責任者養成講習会を修了した者又はそれと同等以上の資格(栄養士、調理師等)を有する者を置くことのほか、常に食品衛生に配慮した運営に努めること。
- 7 参加費用  
体験者及び参加者からは費用は徴収しないものとする。
- 8 実績報告  
委託期間終了後に活動等の記録を記載した実績報告書を提出すること。
- 9 その他の条件等
- (1) 事業担当者の報告  
業務遂行に必要な専門的知識と経験を有する者を主任担当者として定め、報告すること。  
(主任担当者を複数置いた場合は、責任者を1人定めること)
  - (2) 個人情報の保護  
本事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。
  - (3) その他  
事業実施に当たって、受託者と市は十分に連携を図るとともに、必要な事項は協議する。